

1. 無職者・失業者への対策

勤労世代の無職者の自殺率は同世代の有職者に比べ高いことが知られています。無職者・失業者に対する自殺対策を、包括的な自殺対策の中に位置付け、諸施策を検討していきます。

- (1) 失業者等に対する相談窓口の充実
- (2) 他分野の関係機関が連携・協働する基盤を整備 等

2. 生活困窮者への対策

生活困窮者は多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多い傾向があります。また、経済的困窮に加えて社会からも孤立しがちであり、効果的な対策が生きることの包括的支援となり得るといえます。

- (1) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化
- (2) 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援
- (3) 他分野の関係機関が連携・協働する基盤を整備 等

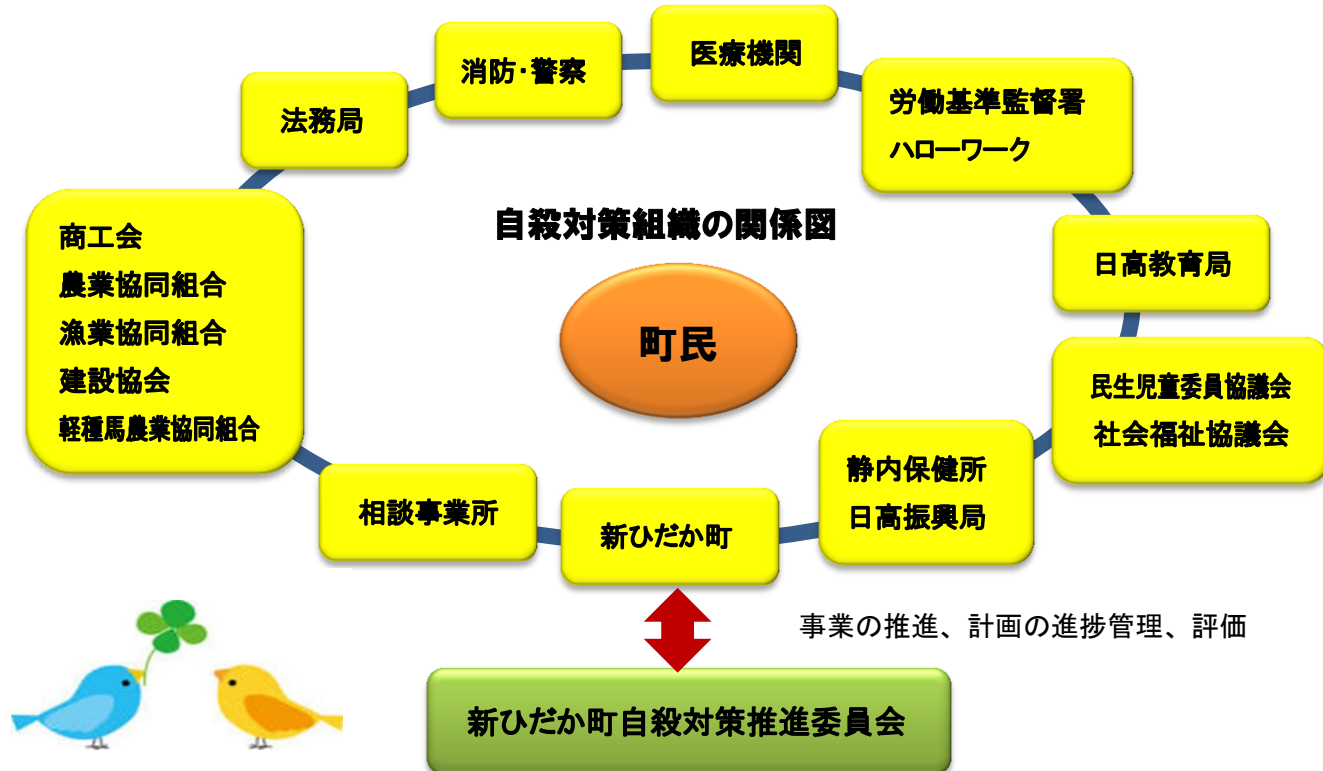
3. 高齢者への対策

高齢者の自殺を予防するためには、高齢者支援の充実を引き続き推進し、相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関の連携を強化し、高齢者が孤立せず生きがいをもって住み慣れた地域で生活できるような地域づくりを目指します。

- (1) 包括的な支援のための連携の推進
- (2) 地域における要介護者に対する支援
- (3) 高齢者の健康不安に対する支援
- (4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防 等

自殺対策の推進体制

「新ひだか町自殺対策推進委員会」を設置し、自殺対策について町内関係機関と緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。



<概要版>

「いのち」を支える新ひだか町行動計画

～誰もが自殺に追い込まれることのない町を目指して～

平成 18 年 10 月の自殺対策基本法制定から 10 年が経過する中、自殺対策を強化し、加速させるため、平成 28 年 3 月に自殺対策基本法が改正され、市町村における「自殺対策計画」の策定が義務づけられました。自殺は様々な悩みや問題が複雑に絡み合って深刻化した結果、追い込まれた末の死であり、個人の問題ではなく、社会全体の問題としてとらえ、地域の実情に応じた社会的な取組を実施することで、「生きづらい社会」から「暮らしやすい社会」へと転換していくことが求められています。こうした流れを踏まえ、当町でも「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「いのち」を支える新ひだか町行動計画を策定し、自殺対策を総合的に推進していきます。

計画の期間・目標値

- 【計画期間】 2019年度～2023年度の5年間
- 【目標値】 新ひだか町が最終的に目指すところは、自殺に追い込まれる人をなくすことにありますが、当面の目標値は国の自殺総合対策大綱に基づき、2026年までに自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）を2015年と比べて30%以上減少

自殺対策を通じて最終的に達成すべき目標は自殺者の根絶とし、当面の目標値（30%減少）

平成 27 年 (2015 年)	→	平成 38 年 (2026 年)
人口 10 万対 24.7 人 (人数 6 人)		人口 10 万対 約 17.3 人 (人数 約 4 人)

計画の評価

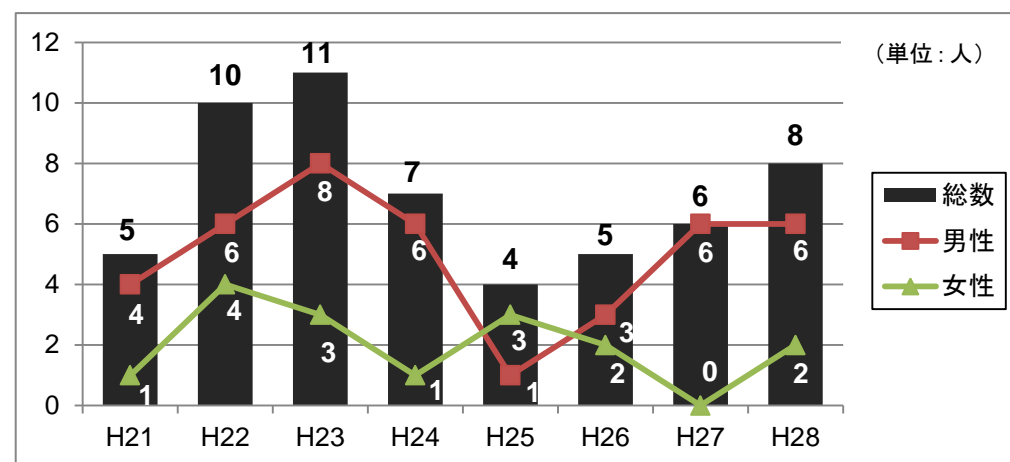
目標の達成度を数値で見る量的評価と、計画推進のための取り組みや経過を評価する質的評価を行います。

	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 33 年度 (2021)	平成 34 年度 (2022)	平成 35 年度 (2023)
計画策定						最終評価

新ひだか町の自殺の現状

* 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」より

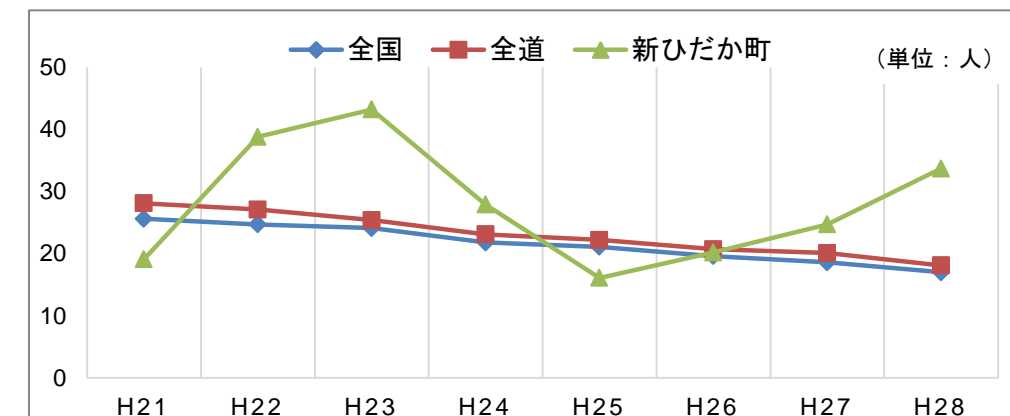
(1) 自殺者数・男女別自殺者の推移（経年推移：町）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

平成 23 年の 11 人をピークに減少したが、平成 25 年より年々増加傾向にあります。

(2) 自殺死亡率の推移【人口 10 万人あたりの自殺者数】（経年推移：国・道・町）

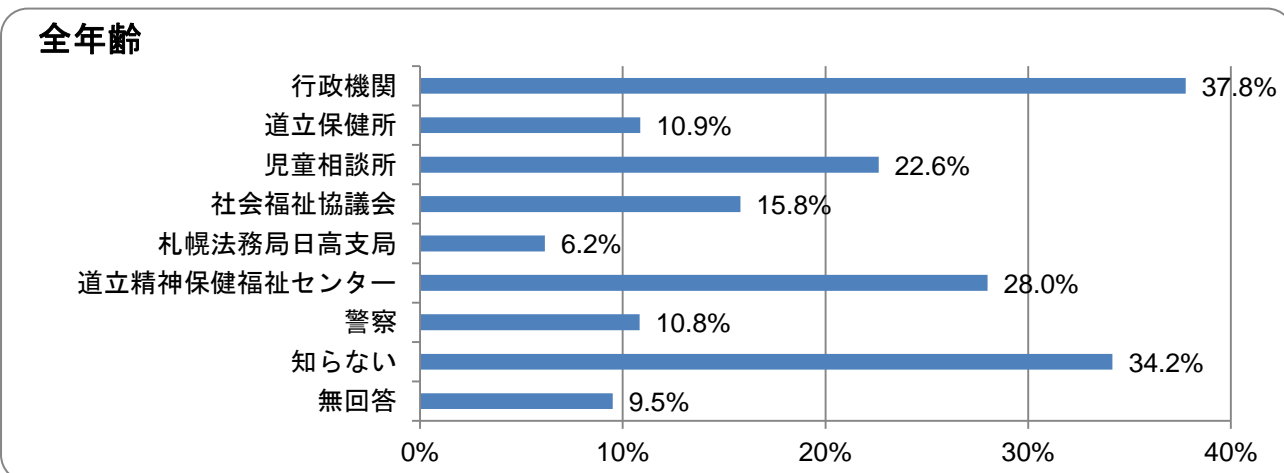


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

全国・全道と比較すると、近年高い傾向にあります。

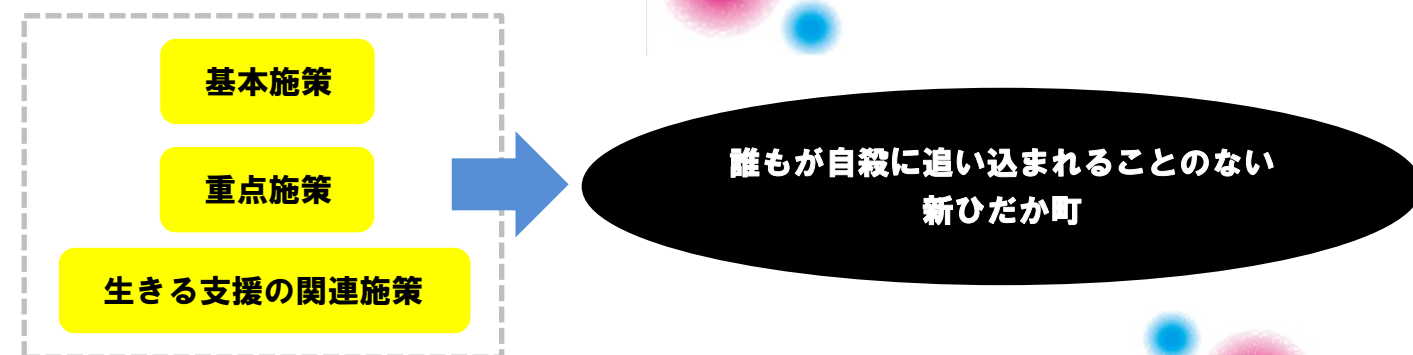
相談先の認知度

* H30.11 こころの健康に関するアンケート調査より（回収数 2,272 人）



悩みやストレスについて相談できる場所の認知度について、「知らない」との回答は 776 人と全体の 34.2% を占めていて、年代別では、20～30 歳代が 40% 以上と高い傾向にあります。

施策体系



基本施策

1. 地域におけるネットワークの強化

自殺対策においては、様々な関係機関のネットワークづくりが重要です。町民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合うまちづくりを推進します。

- (1) 新ひだか町自殺対策推進委員会の開催
- (2) 各種協議会等を通して連携・ネットワークの強化 等

2. 自殺対策を支える人材の育成

自殺の危険性が高い人に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修機会の確保を図ります。

- (1) 町職員を対象にした職場内研修の実施
- (2) 町民や各種団体を対象としたゲートキーパー養成講座の実施 等

3. 住民への啓発と周知

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、暮らしの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識になるように、普及啓発活動を推進します。

- (1) リーフレット等の作成と周知
- (2) 町民向け講演会・イベント等の開催
- (3) メディアを活用した啓発活動 等

4. 生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因（過労・生活困窮・育児や介護疲れ等）」を減らし、「生きることの促進要因（自己肯定感・信頼できる人間関係等）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる必要があります。当町においても自殺対策と関連の深い様々な分野における取組を幅広く推進します。

- (1) 居場所づくりや生きがいがづくりの活動を支援
- (2) 自殺未遂者への支援
- (3) 遺された人への支援 等

5. 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

学校・家庭・地域の連携により、児童生徒がいのちの大切さを実感できる教育だけではなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法や SOS の出し方に関する教育を推進します。

- (1) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の実施
- (2) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育を推進するための連携強化 等